

鹿児島大学大学院連合農学研究科ファカルティ・ディベロップメント委員会規則

平成19年4月1日
鹿大連規則第5号

(趣旨)

第1条 鹿児島大学大学院連合農学研究科代議委員会規則(平成16年4月1日制定)第8条第2項の規定に基づき、鹿児島大学大学院連合農学研究科ファカルティ・ディベロップメント委員会(以下「FD委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 FD委員会は、鹿児島大学大学院連合農学研究科(以下「研究科」という。)のファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)に関する、次ぎに掲げる事項を審議し、実施する。

- (1) FDの実施に関する事項
- (2) 鹿児島大学ファカルティ・ディベロップメント委員会との連絡調整に関する事項
- (3) その他、FD委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 FD委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 副研究科長
- (3) 専任教員
- (4) 構成大学から選出された代議委員会委員 各1名以上

(任期等)

第4条 前条第3号の委員は、研究科長が委嘱する。

- 2 前項の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 FD委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 委員長は、FD委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 FD委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席委員の3分の2以上をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 FD委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 FD委員会に関する事務は、鹿児島大学農学部・共同獣医学部等事務部において行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほかは、FD委員会の運営に関し必要な事項は、FD委員会が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年2月15日から施行し、平成24年4月1日から適用する。